

「AIネットワーク化」の グローバル・ガバナンス ---枠組み、戦略、手法、開発と利活用

東京大学大学院法学政治学研究科教授
AIネットワーク社会推進会議 開発原則分科会長代理

宍戸 常寿

AIネットワーク社会推進フォーラム
平成29年3月13日

I AIネットワーク化の グローバル・ガバナンスの枠組み

✓ 現実空間

- ▶ 個人の尊厳
- ▶ 公的領域と私的領域の線引き
- ▶ 自由な市場
- ▶ 国民国家モデル --- 主権、集権化された規制権限



✓ 情報通信ネットワーク

- ▶ 情報の自由な、国境を越えた流通
- ▶ インターネットの分散的構造
- ▶ 個別の課題に関する限定的な国際協調
- ▶ 産業界による自主規制、公的部門の関与する共同規制



✓ AIネットワーク化

- ▶ AIの便益及びリスクはインターネットを通じて直ちに国境を越えて波及
AIネットワーク化の便益を増進し、そのリスクを管理して、もって人類の幸福
を実現するために、AIネットワーク化のグローバル・ガバナンスに関する適
切で実効的な枠組みの構築が必要

II AIネットワーク化の グローバル・ガバナンスのための戦略

1. 利用者の利益の保護

- ▶ 社会のあらゆる場面においてAIネットワークが利活用されるようになることに伴い、AIネットワークを使いこなす能力は社会生活を営むための最も重要な条件に
- ▶ AIネットワーク社会は、AIネットワークを安心して安全に利用できるようにすることにより、人々をAIネットワークの利用者として社会に包摂し、かつ、人々のAIネットワークを使いこなす能力を涵養しなければならない

2. 関係する価値の適正なバランスの確保

- ▶ 学問の自由、人間の尊厳、イノベーションの促進、プライバシー、経済的成本等

3. マルチステークホルダプロセスを通じた情報の共有とコンセンサスの形成

- ▶ 研究者、開発者、利用者 (サービスプロバイダ、最終利用者)、各国政府、国際機関、NGO、社会運動等

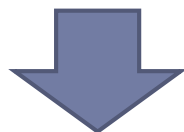
Ⅲ AIネットワーク化の グローバル・ガバナンスのための手法

(例)

- A) AIの**研究開発**に関する原則のためのガイドライン
- B) AIの**利活用**に関する原則のためのガイドライン(Ⅳ参照)
- C) **ベストプラクティス**の国際的な共有
- D) 標準化団体など関係するステークホルダによる**推奨モデル**の作成及び公表
- E) 開発者による利用者に対する**自発的な情報提供**の促進
- F) AIの利用者が開発者に提示された利用条件に則った場合や「AI保険」に加入していた場合などにおける、**利用者の責任の減免**

IV AIの利活用に関するガバナンス

- ✓ AIネットワーク化の適切な進展のためには、開発の段階のみならず、**利活用**の段階においても相互接続性・相互運用性を確保することが重要
- ✓ AIのライフサイクル
 - ▶ 開発者による設計及び提供
 - ▶ 利用者による利活用を通じたネットワーク上のビッグデータからの深層学習の継続
 - ▶ 構成要素、AI自身、出力の継続的な変化--- **開発者の予測を越える可能性**



- ✓ 開発者と同様に、**利用者**もAIネットワークに関し留意すべきなのか？
- ✓ すべきだとすれば、どのように、どの程度留意すべきなのか？



- ✓ **提案： AIに関する政策の形成に携わる各国の関係者は、国際的に共有される非拘束的だが実効的な指針となる「AI利活用原則」についても、「AI開発原則」と合わせて議論を開始すべき**

※開発ガイドラインと利活用ガイドラインは相互に補完的なものとすべき